

# 平成 28 年度信越総合通信局重点施策

～ ICTで拓く豊かな未来 信越丸いざ出陣！ ～

## I ICTによる地域の活性化

### ○地域における ICT 利活用の促進

- ・ 信越情報通信懇談会等と連携して、情報通信月間中に様々な行事を開催するほか、地域において情報通信サービスに関するセミナー等を開催し、情報通信の利用拡大に向けて取り組みます。
- ・ オープンデータ推進など ICT 利活用の先進事例・優良事例のセミナーの開催、地域情報化アドバイザー・ICT 地域マネージャー制度の活用による人的支援などを通じて、ICT 利活用施策（テレワーク、ICT まち・ひと・しごと創生推進事業、若年層プログラミング等）推進を支援します。
- ・ 各種セミナーへの参加、地域の大学、研究機関、企業等との交流を通じて、新たな電波利用のニーズ把握に努め、電波利用による地域の活性化に貢献します。

### ○情報通信分野のベンチャー企業支援

- ・ 「アプリ開発イベント（アイデアソン、ハッカソン）」などを開催し、優秀な個人、学校及び団体を表彰支援するとともに、NICT 主催の「起業家甲子園」及び「起業家万博」への出場を支援します。また、I-Challenge! や異能 (innovation) 事業の説明会の開催や周知広報を図ります。

### ○コンテンツの流通促進

- ・ デジタルコンテンツに関するコンテスト等を支援し、クリエイターの育成、作品発表の場の提供及び地域からの情報発信等を促進します。また、関係団体への支援により、国際共同製作を進めるための環境を整備し、地場の物産・観光資源等を紹介するコンテンツの海外発信、ひいては地域の活性化を促進します。

### ○情報通信分野における研究開発の推進

- ・ 産学官連携による情報通信技術の高度化に向け、地域の大学や民間企業等が行う研究開発を SCOPE 等により積極的に支援し、地域からの ICT 分野におけるイノベーション創出や地域の課題解決に向けた研究開発・研究活動の活性化を図ります。また、研究成果の地域への展開について、関係団体と連携しながら支援します。

## II 地域の ICT 基盤整備の推進

### ○情報通信基盤整備の推進

- ・ 超高速ブロードバンド未整備地域の解消に向け、情報通信基盤整備推進事業等による条件不利地域における情報通信基盤の整備を推進します。また、管内における携帯電話の不感地帯の解消に取り組みます。

## ○Wi-Fi 環境の整備促進

- ・ 観光・防災拠点等における Wi-Fi 環境整備を推進することにより、旅行者及び住民の利便性の向上を図るとともに、無料公衆無線 LAN の整備・普及を促進する官民関係団体と連携を図り、環境整備の促進に努めます。

## ○放送システム高度化の推進

- ・ ケーブルテレビ事業者の 4K8K 放送の円滑な普及に向けて事業者や関係団体と連携し推進するとともに、V-Low などの放送システムの高度化に向けた対応を適時適切に行います。

# Ⅲ ICTによる地域の安心・安全の確保

## ○防災・減災の取組の推進

- ・ 電気通信事業者に対する災害時の情報伝達体制の再確認と改善を図るとともに、非常時情報伝達ネットワークシステムを効果的に活用し、自然災害や事故等による障害発生時の適切な状況把握を行います。
- ・ 県及び市町村の防災訓練等において臨時災害放送局（臨災局）の普及啓発を図るとともに、臨災局用実験試験局の運用訓練を地元と連携して実施します。また、市町村と放送事業者間の防災協定への臨災局の開設に関する事項の追加記述を勧奨します。
- ・ 信越地方非常通信協議会の活動の活性化に努めるとともに、防災訓練等において機器貸出訓練・展示等を実施し、災害対策用移動通信機器の貸出方法等の周知を行うことにより、非常災害時における通信手段の確保を推進します。

## ○放送ネットワークの強靱化等の推進

- ・ 中波ラジオの難聴地区解消のための FM 補完局の整備促進を図るとともに、放送・ケーブルテレビ事業者の耐災害性の向上のための予備送信設備の整備やネットワークの強靱化を支援します。

## ○市町村防災行政無線等のデジタル化の促進

- ・ 最適な無線システム構築の周知・指導を行うことにより、災害時に必要な防災無線や消防無線をはじめとした市町村防災行政無線等のデジタル化を促進します。また、列車無線等の確実な整備とともにデジタル化を促進します。

## ○人命・財産を守る無線通信の確保

- ・ 山岳・雪崩遭難者の探索用無線システムを実現するため、外部の有識者で構成する調査検討会を開催して、他の無線システムとの周波数共用等技术的条件の検討を行います。
- ・ 小型の漁船・レジャー船等のより安全な航行を実現するための無線通信システム（船舶共通通信システム、簡易型 AIS）の効果的な導入促進を図ります。
- ・ 社会基盤をなす電気通信、放送や安全に関わる交通や警察、消防などで使用している無

線通信への混信妨害に対して、関係機関との連携等により、未然防止及び迅速な混信源の特定や排除に努めます。

## ○G7 関係閣僚会合等における特別電波監視体制の強化

- ・ G7 農業大臣会合（新潟市）、G7 交通大臣会合（軽井沢町）等において、特別電波監視体制の強化を図り、混信妨害を受けることによって社会的に重大な影響を及ぼすと認められる無線局に対して、混信妨害を与え又は混信妨害を与えるおそれのある電波の発射に迅速に対応します。

## IV 安心・安全な ICT 利用環境の整備

### ○電気通信サービスに係る消費者支援

- ・ 信越電気通信消費者支援連絡会等の会議において、相談状況や関係法令、消費者保護に関する総務省の取組等の周知説明及び意見交換を行います。また、電気通信事業者（販売店）に対して、消費者への契約説明状況の実態を把握し、説明責任の徹底を要請します。

### ○青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備・サイバーセキュリティ対策の推進

- ・ e-ネット安心講座の円滑な推進、大学教育学部における情報モラル教育による人材育成、「情報通信の安心安全な利用のための標語」の募集など、地域における関係組織、団体等と連携し、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備の施策を実施し、啓発活動を行います。
- ・ サイバーセキュリティ月間中に、信越情報通信懇談会等の各種団体と連携し、サイバーセキュリティセミナーを開催します。

### ○無線局管理の適正化と不法無線局等の対策

- ・ 無線局の適正な管理・運用について周知啓発、指導を行うとともに、新スプリアス規格の無線設備への移行に係る相談対応等を行い、電波環境の整備・保護を図ります。
- ・ 電波監視を実施し、不法（違法）無線局に対して、指導等を行うほか、捜査機関の協力を得て共同取締りを実施します。悪質な事案に対しては、告発を含む厳正な措置を講じます。
- ・ 電波法に定める「著しく微弱な基準」に係る周知・啓発を行うとともに、無線設備の試買テスト等調査を実施し、基準を逸脱する設備を製造・販売する事業者に対して、改善を求めます。また、必要に応じて、勧告公表制度に向けた措置を講じます。